

**今回のテーマ：年金がもらいやすくなる！？**

Q. 今年4月、働きながらもらう年金に関して改正があると聞きました。具体的には、どのようなことが変わるのでしょうか？

A. 令和4年4月1日に、在職中の年金制度の取り扱いが、変更になります。  
「在職老齢年金制度の見直し」です。60歳代前半（60歳～65歳未満）の在職中の年金に関しては、支給停止の基準額を現行「28万円」としています。ざっくり説明しますと「年金月額（＝年金の月割り換算額。例えば年金が120万円なら年金月額は10万円）＋総報酬月額相当額（＝その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12）」の合計額が、支給停止の基準額28万円以下なら年金は一切、停止されない、というものです。これを令和4年4月から「47万円」にしようというものです。たとえば、年金月額が10万円の場合、 $47 - 10 = 37$ 万円の月給くらいまでなら、年金がカットされない、ということになります（\*直近1年の賞与なしと仮定）。これを行うことで60歳代前半世代の就労意欲を高めようということです。  
詳しくは、社会保険労務士にご確認いただければと思います。

**60歳代前半の年金がもらいやすくなります！**

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール  
滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。  
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**